

九五	富突・頼母子等停止之儀觸	七九二
九六	尺八本則往來免狀請候事停止之儀觸	七九三
九七	奉公人分と名付縁組之事停止之儀觸	七九三
九八	金谷御殿年頭御禮着服之儀觸	七九四
九九	春出銀上納期變更之儀觸	七九四

賀藩御定書卷十四

改作方御定書

一 郡方之儀改作奉行に被仰出之事

微妙院様御真翰之寫

去十三日之番付并百姓十村之誓付昨日到來見届候。

一、石屋村絶百姓之跡に仕居候長屋村喜兵衛と申もの、石屋村彌右衛門と申者之稻を盗申由に而、村中之百姓りふじんに喜兵衛あたまをそり、家財・田地迄村中わわけ取かくし置申所に、十村布市村市郎兵衛聞付其方相斷之由、尤に候事。

一、喜兵衛儀途吟味、稻ぬすみ申所無紛候はゞ、百姓不足之所に里子につかはし可申候。もし村中申かけ仕、喜兵衛如在無之候はゞ、如跡々田地もたせ可申事。

一、喜兵衛稻ぬすみ申儀必定にて候共、下として追出し、田地をわけ取申儀、村中不届事候へども、只今百姓あらた

て候事あしく候間、頭取仕もの一人にても二人にても、十四五日籠舍申付、其以後如前々田地もたせ可申候。重而左様之仕合有之候はゞ、一在所共に可爲罪科候間、急度可申付候。以上。

四月十八日 御印

山本清三郎

川西新川之内に、收納方且而不成在所有之様にきこえ候。左様之所者様子により令用捨事も有之候間、先免極不申、其村々百姓此地にさしこし可申候。以上。

八月五日 御印

山本清三郎

園田左七

右如申遊、新川郡藏入・給人地によらず、二萬石に而も三萬石に而も、みたてにてつくらせ可申候。とりわきかぢけ候て、給人へも調もならず候はゞ、まづ公儀よりかして成とも、給人にすませ候様に可仕候。少も油斷仕、をそく候